

## 分科会の概要

## 分科会A 湿地の賢明な利用、国家湿地政策と湿地に影響する他の国家政策

1996年3月22日(午前9時～午後5時半:終日)

議長:ナドラ・ナタイ=ギアン(トリニダードトバゴ)

副議長:セルゲイ・ツベリティノフ(ロシア連邦)

調整員:クレイトン・ルーベック(カナダ)

事務局:トム・カビイ(ラムサール事務局)

書記:ドワイト・ベック(ラムサール事務局)

## 基調報告

「国家湿地政策の実施状況」

クレイトン・ルーベック氏(カナダ連邦野生生物局)

ポール・マファビ氏(ウガンダ天然資源省)

「湿地に影響する政府省庁の政策」

ジルベール・シモン氏(フランス環境省)

「オランダの自然保護活動における民間セクターの専門家の役割」

ゲラルド・ボエール氏(オランダ農業自然管理漁業省)

「国家沿岸および湿地政策策定における土地利用計画と方策の役割」

アラン・ハイドーン氏(WWF南アフリカ)

「ジャマイカの湿地政策策定に向けて」

カーラ・ゴードン氏(ジャマイカ天然資源保全局)

「湿地の経済学的評価のためのガイドライン」

マイク・アッカーマン氏(IUCN、英国水文学研究所)

「環境アセスメント:ラムサール条約の下でのガイドライン採択に向けて」

デヴィッド・ブリチャード氏(英国バードライフ・インターナショナル)

## 国家湿地政策に関する勧告案6. 9の議論

1. 国家湿地政策は、他の政策と切り離されたものであるよりは、他の省庁との調整がなされた国家開発戦略の一環であるべきだという意見が出された。独立した国家湿地政策がつねに必要なわけではなく、例えば生物多様性のような他の国家政策の中に含むことができる。

## 土地利用計画と沿岸地帯に関する勧告案6. 8の議論

2. 土地利用計画に関わるすべての政府機構を調整することの難しさが指摘され、締約国会議で関係省庁の利害を統合する法的手段を考慮することが求められた。多くの締約国がいくつかの修正案を提出し、水深6メートルに関する規定、集水域の考慮を加えること、淡水湿地、水鳥のねぐらとなっている場所、内陸部に出来ている海水域や潮間帯等に関する議論が行われた。

3. 南アフリカの法律では依然としてラムサール登録湿地内での採鉱が許されていること、しかし現在議会で懸案事項となっている法律案ではラムサール条約の要求内容が国内法の一部を形成する条項が加えられることが報告された。会議に参加している南アフリカ政府代表は、本国政府にこの懸案となっている法律を奨励するよう求められた。締約国会議からの声明がそのための一助となるであろう。

## 湿地の経済学的評価に関する勧告案6. 10の議論

4. 計量化できるものだけが考慮の対象となる危険性がつねに存在すること、経済学的評価が政策決定者にと

## 分科会の概要

っての万能薬ではないこと、について注意が喚起された。経済学的分析には多方面の専門家の協力が必要なことが強調されるべきであり、分析方法の研修の機会が増やされなければならない。また、既存の専門家グループのネットワークを利用すべきだとの意見も出された。

5. 心理的な側面や快適さ(アメニティ)、審美的要素、精神的、文化的、あるいは他の本質的な価値といった、経済学的に定量化できない要素に関しての議論が行われた。また、評価にあたって見落とし等の大きな誤りを発見するための、何らかの方法論が必要だという意見も出された。「賢明な利用」と言った場合にも、賢明でない利用につながる抜け道があるように、経済学的な評価も抜け道を作ってしまうのではないかという懸念も表明された。貨幣換算の方法論は両刃の剣である。途上国で開発に従事している者はしばしば容易に社会費用を払えるからである。より広範なNGOとの協議を求める発言が相次いだ。

## 残留毒物

6. オーストリア代表は、湿地内で長期間留まる毒物に対する懸念を表明し、この点に関する勧告案を準備したいと発言した。アイスランド代表がこれを支持した。

## 環境アセスメントに関する勧告案6. 2の議論

7. 締約国はすでに様々な環境アセスメント(EIA)法を持つこと、勧告案はそれら既存の制度を考慮に入れて修正されるべきだという意見が出された。英国代表は勧告案を支持し、他の支持者の賛同を求めた。オーストラリア代表は、この分野において豊富な経験があることを述べ、修正が必要ならば協力する旨申し出た。また、今後の検討が条約の科学技術検討委員会の負担とならないよう、若干の変更をしたいと説明した。

8. 環境アセスメントを実施する専門家は、時に開発業者のために自らの専門家としての倫理を曲げてでも有利な結論を出そうとすることがあり、アセスメントが環境保全のための道具よりは、むしろその反対の役目を果たすことがあるという指摘がなされた。環境アセスメントが悪用される恐れに対する強い懸念が表明された。限られた対象範囲のアセスメントを警戒する必要がある、特定箇所のみのアセスメントは他の場所との関係を考慮に入れたいため、誤った結論を導きやすい。多くの国では人材や財源の不足があり、環境アセスメントの国際的な標準を作るには、まだ期が熟していないだろうという意見がいくつか出された。また、集水域の外部からの脅威にも注意を払うことが重要だという指摘があった。

9. 環境アセスメントを補う手段として、登録湿地や他の湿地での環境の悪化を調べるために、「迅速な生態学的評価」のマニュアルを作ることが提唱された。

## 分科会B 条文第3条2の解釈に関するガイドライン:「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」

1996年3月22日(午前9時～午後5時半:終日)

議長:ヤー・ンティアモア＝バイドゥ(ガーナ)、科学技術検討委員会メンバー

副議長:ピーター・ケストナー(米国)

調整員:マックス・フィンレイソン(オーストラリア)、科学技術検討委員会メンバー

事務局:ティム・ジョーンズ(ラムサール事務局)

書記:ティム・ディビス(WWF)

## 基調報告

「湿地の損失と劣化の世界的な傾向」

マイケル・モーザー博士(国際湿地保全連合)

「モントルーレコード:湿地の賢明な利用を支える機構」

マックス・フィンレイソン博士

### 研究例報告

「東アフリカの湖岸湿地の生態学的特徴におけるホテイアオイの影響」

ティモシー・トゥインゴ博士(ウガンダ水産試験場)

「アジアにおけるマングローブの生息地状況の変化と保全」

ザキール・フセイン博士(IUCN)

「コロラド潟湖」

アレクサンドラ・サンチェス＝デ＝ラザダ氏(ボリビア)

「ハンガリー、キスクンサグ国立公園における湿地管理と復元事業」

ゾルタン・ヴァイダ氏(ハンガリー自然保護局)

1. 議長は本分科会の成果として期待されているものは、生態学的特徴の変化の解釈とモントルーレコード運用に関わる定義とガイドラインであることを示唆した。
2. 副議長は本分科会のための報告の内容を要約し、代表団に決議案VI. 1を考慮する際にそれらを心に留めておくように求めた。

### A. 定義

3. フィンレイソン博士は、科学技術検討委員会による「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義をかいっつまんで説明した。多くの締約国とオブザーバーが発言を求め、盛んな議論が行われた。オーストラリア代表は、この問題に対する全体的な取り組み方に疑問を呈した。そして、これらのガイドラインに関して、条約の下でこれまで行われてきた様々な枠組みとの整合性を考えたうえで、構成のしっかりした定義とガイドラインが必要ではないかとの意見を提示した。この考え方は、ポーランド、スウェーデン、ニュージーランド、IUCNの支持を得た。この他、英国、フィリピン、オランダ、ニジェール、ブラジル、チェコ共和国、パキスタン、オーストラリア海洋保全協会、内陸河川ネットワーク、国際陸水学会の発言があった。

4. 副議長は定義の重要性を強調し、表明された意見に関しては決議の最終案の中に記録されるだろうと述べた。

### B. 登録湿地の生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン

5. 決議案に対する修正要求や一般的な意見質問が、デンマーク、米国、オランダ、スウェーデン、フランス、セネガル、ベルギー、国際湿地保全連合(ウエットランド・インターナショナル)、カドー湖基金、南オーストラリア天然資源局から出された。国際湿地保全連合は、多くの登録湿地は詳しい情報が欠けているので、今後3年間に締約国に対してこの分野における技術的協力をする用意があると述べた。

6. フィンレイソン博士と国際湿地保全連合代表は、地中海湿地フォーラムと並行して準備された、湿地のモニタリング計画を企画するための枠組みについて言及した。

### C. モントルーレコード運用のためのガイドライン

7. 条約事務局は、会議書類6. 17の資料IIの中の登録湿地への脅威に関する決議案VI. 13と、インフォメーションシートと地図の提出に関する決議案VI. 16に言及し、参加者に決議案VI. 1との関連においてそれらを考慮するよう求めた。

8. オーストラリア代表は、決議案VI. はその内容が明確でなく、現時点では不必要ではないかと指摘した。

9. デンマーク、オーストラリア、英国、米国、ハンガリー、カナダ、ブラジル、ペルー、イタリア、ニューサウスウェ

## 分科会の概要

ールズ州土地水資源保全局、IUCN、WWFからの発言があった。それらの発言の中の修正案は、これから決議の最終案を練る際に考慮されることとなった。

10. 副議長は、モントルーレコード質問表の中で、必ず記入しなければならないいくつかの項目と、多くの追加的な項目とに分けることを提案した。質問表の第1部では、単に登録湿地の名前、登録湿地の選定基準、生態学的特徴の変化の性質、変化の理由に関してやや詳しく尋ねるだけにすることが合意された。

### 結論

11. 議長はオーストラリア代表に対し、最終決議案に含まれる定義についてさらなる検討を加えることを求めた。最終的な定義を決定するために、今後さらに3年間考察を続けることに合意がなされた。議長は事務局に対し、すべての意見を考慮に入れて、最終決議案を練ることを命じた。

### その他の論議

12. デンマーク代表は、湿地の復元に関する勧告案を提出した。ニュージーランド代表は若干の修正案を述べたが、おおむねデンマークによる勧告案の主旨に賛成すると発言した。他の締約国代表やオブザーバーも意見があれば、デンマーク代表に提出するよう求められた。

## 分科会C 生物多様性条約、世界銀行、地球環境ファシリティーとの関係

1996年3月23日(午前9時～午後12時半:半日)

議長:モニック・バルブ、フランス地球環境ファシリティー

副議長:スワン・シン・ボパライ(インド森林環境省)

事務局:マイク・スマート(ラムサール事務局)

書記:ドワイト・ベック(ラムサール事務局)

### 基調報告

「ラムサールと生物多様性条約に共通の課題とそれに対処する機構」

カレストス・ジュマ博士(生物多様性条約事務局長)

「湿地管理の問題:世界銀行と地球環境ファシリティーの経験」

ケン・ニューカム氏(世界銀行環境局地球環境ファシリティー調整部部長)

### ラムサールと生物多様性条約に共通の課題

1. ジュマ事務局長は、生物多様性条約の発達と、条約が焦点をあてている特定生態系について説明した。条約の扱う特定生態系の最初のもは、海洋と沿岸の生物多様性であり、これはラムサールの目的とのかなりの部分で重複し、それゆえ合同プログラムの機会を提供してくれる。ラムサール同様、生物多様性条約の役割は様々な手引きを提供することであり、条約自体で独自のプログラムを運営するわけではない。実際に様々なプログラムを運営している組織と協力することになるわけだが、ラムサール条約とも湿地に関わる全ての問題に関して協力していきたいと考えている。生物多様性条約を通じて、地球環境ファシリティーがラムサールを支持する機会がある。このことが、ラムサールと生物多様性条約との間で覚え書きが交わされた理由である。業務の重複を避け、活動の調整を行う多くの機会が今後ともあるであろう。

### ジュマ博士の発表に関する議論

2. 最優先事項は、まず湿地に関して行われている活動の情報を交換することだという提言がなされた。生物多様性条約は、生物多様性関連の他の環境条約がすでに行っていることを繰り返すことはないだろうという意見が

出された。生物多様性条約の主な機能は、他の環境条約の経験を調整し、それらの活動範囲に含まれない分野があればそれを扱うことにある。ラムサールの25年間の経験からわかることとして、生物多様性の持続的な利用は、特に国家レベルで大きな利益となるという発言があった。生物多様性条約は、より限定された分野を扱う他の環境条約の『傘』となる意図はなく、直接的な生物多様性の保全が役割である。

3. ラムサール条約は湿地保全のための財政支援をする機能に欠けており、それゆえ大きな財源に結びつく生物多様性条約との連携を確立しようとしてきたのだという意見が何人かから出された。そして、これが財政支援を求めている国々の期待のもととなっている。条約は互いに補完的な役割を果たすことができ、生物多様性条約はラムサールに欠けている財政支援に関して役立つことができる。

4. 締約国は両条約との関係を調整するために、同一担当部局で両条約を扱うことにより、業務の重複を避けることができるという指摘があった。政府職員の業務をむやみに増やさないためにも、両条約に対する国別の報告を調整すべきである。湿地のための国家戦略や計画を、生物多様性のための戦略や計画の中へ統合を図る必要がある。さらに、海水面の上昇がラムサールにとって重要な沿岸域に与える影響から、気候変動枠組み条約や砂漠化防止条約との調整も図る必要がある。

5. ラムサール条約に関連するプロジェクトは、国際水域と生物多様性の保全のための規定を通じて、地球環境ファシリティから直接支援を受けることができる。しかしながら、それらのプロジェクト案件は地球環境ファシリティの対象となる国々から直接提出されるべきであって、直接ラムサール条約を通じての財政支援が提供されるわけではない。さらにまた、それらは地球環境ファシリティの運用戦略に対応したものでなければならず、ファシリティで定められている費用の規定額に応じて基金が提供される。

### 世界銀行と地球環境ファシリティの経験

6. ニューカム氏は、まず世界銀行はすべての条約の目的に沿ったプロジェクトに対して資金援助を行うと述べた。彼は世界銀行と地球環境ファシリティの構造と両者の関係を説明し、世銀がラムサール条約との強い連携を求めていることを示すいくつかの例を紹介した。具体的に地球環境ファシリティがどれだけ湿地プロジェクトを支援しているか金額的に示すことは困難であるが、湿地に対する支援は、他の生物多様性分野とともに急速に成長している。多くの世銀開発プロジェクトは、そもそも内包する矛盾から、議論の種となることもあると彼は指摘した。世界銀行は重要な自然の価値(例えば、ラムサール登録湿地)を評価するものであるが、あるプロジェクトの全般的な目的(例えば、基本的社会基盤の開発)が時には湿地の損失を招くこともある。これらの例では、損失を補償するための手段がとられる。

7. 他の分野でのプロジェクトにおいても湿地に対する配慮を行うために、地球環境ファシリティではラムサール事務局との密接な連絡を役立てている。成功例のいくつかとして、土地所有者との早期における協議、国家の政治的意志を確実なものとする国家生物多様性戦略、地域社会への権限委託等があげられる。

### ニューカム氏の発表に関する議論

8. 地球環境ファシリティがプロジェクト案件を承認し資金援助する仕組み、そして援助資金管理をうまく行うための仕組みに関する議論が行われた。プロジェクトの管理に関しては地域住民も意見を述べるができるが、このことは地球環境ファシリティがNGOを支援していることを意味していない。プロジェクトの95～97%が、実際に業務を行う政府機関を対象にしている。多くのプロジェクトが、必要な場合には地域社会のプロジェクト管理能力を高めるための規定を持っている。

### 決議案VI. 9の議論

9. いくつかの締約国代表が、決議案はラムサール条約が他の条約によって運営されることを意味しかねないとの懸念を表明した。この決議案の意図は、生物多様性条約の次回締約国会議で「湿地」を次に焦点をあてる生態系として選択し、ラムサール条約に多大の貢献を要請してもらおうと期待するところにあった。ラムサール科学技

## 分科会の概要

術検討委員会と生物多様性条約や地球環境ファシリティー専門部会との間で求められている協力関係確立の結果に関して、検討委員会が常設委員会へと締約国会議において報告を行うよう求める語句を決議案に挿入すべきだとの意見が出された。

### 決議案VI. 10の議論

10. ラムサール条約に対応する具体的な機会を作るよう、地球環境ファシリティーに求めるべきだという提案が行われた。また、生物多様性条約の下で準備される国家戦略の中で、湿地に関する事項を優先事項として含むように、締約国に対して求めるべきだという意見が出された。また、生物多様性条約の下においても、地球環境ファシリティーに対する締約国会議のガイダンスの中で、湿地保護が優先事項となるよう締約国は協力し合うべきである。

### 分科会D 湿地の管理計画策定に関する釧路ガイドラインの検討

1996年3月23日(午前9時～午後12時半:半日)

議長:ロベルト・カル・ジョンソン(ウルグアイ)

副議長:アントニオ・フェルナンデス・デ・テハダ(スペイン)

調整員:アシック・アーマッド・カーン(WWFパキスタン)

事務局:小林聡史(ラムサール事務局)

書記:パム・アイザー(IUCN)

### 基調報告

1. アシック・アーマッド・カーン氏は、登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドラインを採択した釧路会議の決議5. 7の概略を説明した。カーン氏は次に、パキスタンにおけるいくつかの湿地の歴史と現状に触れた。湿地の管理と保全に影響する4つの主要課題を述べ、湿地の管理計画のために2つの段階を経る取り組み方を提案した。最初の段階の計画は現在入手可能なデータを基にしており、より完全なデータを得るための提案が含まれる。こうして得られたデータを基に、釧路ガイドラインに沿った形で、第二段階としてのより包括的な管理計画が作られる。また地域社会が管理計画の策定段階で参加することの重要性、地域社会による現在の湿地利用に制限が加えられる場合には、そのための経済的奨励策や代替となる収入源の確保が考えられなくてはならないこと、管理計画策定のために必要な地域の知識を利用するための手段を見極めること、湿地に利害関係を持つすべての機関の代表を含む管理主体を設立することを提案した。

2. カーン氏はチリ代表の質問に答えて、管理計画の策定にあたっては、地域の人々の要望と環境保全の必要性とのバランスを保つことの重要性を強調した。エクアドル代表は、管理計画の実施こそが重要なことであると述べた。マリとニジェールの代表は、地域の人々に対する補償に関する問題を提起した。

3. フランク・アルバート氏は、オランダ運輸公共事業水資源管理省の「内陸水資源管理および汚水処理研究所」によって運営されている「湿地諮問研修センター」(オランダのレリスタットに位置している)が行う6週間に渡る『国際湿地管理研修』の歴史、目標、構成、活動を概略した。この研修コースは授業と実習の組み合わせで構成されており、釧路ガイドラインで説明された管理計画策定の基本構造を材料にしている。これまで2回にわたってこの研修は行われており、ラムサール条約事務局からも講師の派遣が行われている。アルバート氏はこれまでの経験に基づいて、釧路ガイドラインの優れている点、今後のさらなる検討の対象と思われる点について説明した。全般的に言って、わずか3年でガイドラインの改訂を考慮するよりは、それに基づいた管理計画の策定促進が最優先されるべきであろうと彼は結んだ。

4. 多くの参加者がオランダ政府の提供している研修コースに対する賛辞を述べた。研修に関する様々な意見が出された。エクアドル代表は、個々のプロジェクトを全体の管理計画の中に埋没させてしまう恐れがあると述べ、その企画と役割を切り離して考慮できるよう釧路ガイドラインの変更を提案した。ヨルダン代表は、管理計画の策

定を2段階に分けて考えるという提案を支持し、湿地の管理計画は集水域全体を含むよう、特定の湿地の境界の外部をも考慮に入れるべきだと主張した。管理計画策定に関して米国代表およびIUCNからも発言があった。

5. ビクトール・プリドー氏は、ペルーで1975年に設立されたパラカス国立公園における管理計画策定の概略を説明した。彼によれば、この事業は釧路ガイドラインに触発されたプロジェクトであり、地域社会の参加を確実にすることを目的としている。基本的に重要なのは、地域住民、利用者、国家および地方の行政政府が参加するための方法論が試みられている点である。管理計画策定のための現状分析には、保護区のみならず集水域全体が考慮の対象となっている。この保護区を管理するためのマスタープランによって特定された主要課題が総括され、それらを取り扱うための戦略が提案されている。マスタープランによる将来的な活動も特定されている。この事業の5年間にわたる総費用は380万米ドルとなっている。結論としてプリドー氏は、管理計画策定は遂行に時間のかかるプロセスであるが、地域社会の参加は結果的に将来にわたる管理の成功を約束してくれると結んだ。

6. 日本野鳥の会は、この問題に関する経験を広く分かち合うことの重要性を説き、管理計画がどれだけ実施に移されたか、遭遇した問題は何かなどを、登録湿地の管理者が政府に毎年報告し、そこからラムサール事務局を通じて広く利用できるようにしてはどうかと提案した。オーストラリア代表は、科学技術検討委員会が「緩衝地帯」の概念に関して検討するよう依頼し、釧路ガイドラインが今後見直される場合にはそれを考慮に入れるよう求めた。オーストラリア湿地連盟の代表は参加者に対して、集水域全体の管理という概念を勧めた。

7. アルヌルフ・ミュラー＝ヘルムブレッヒト氏は、国連環境計画(UNEP)の管理下にある移動性の動物に関するボン条約(CMS)事務局の代表として本会議に参加しており、UNEP淡水局の代理として「総括的集水域管理のための枠組みにおける湿地管理計画策定」と題する声明文を発表した。これは国際湿地保全連合アジア太平洋局との合同事業で、湿地の機能と利用を考慮に入れ、総括的集水域管理のためのガイドラインを作ろうとする計画である。彼は、この事業の管理目標は釧路ガイドラインと一致すべきであると結んだ。

### ラムサール登録湿地とその他の湿地の管理計画策定のための釧路ガイドラインに関する勧告案の議論

8. 分科会参加者は、パキスタン代表によって提出され、オーストラリア代表によって支持された勧告案を考察した。

9. 修正案がオランダ、オーストラリア湿地連盟、スウェーデン、IUCNから提出された。議論の後、副議長は勧告案は全体的に良くできているとの意見をまとめ、議論の内容を考慮した上で修正を行い、全体会議に提出することを事務局に求めた。

### 分科会E 国際的に重要な湿地を選定するための基準

1996年3月23日(午後2時～午後5時半: 半日)

議長: アブドゥアイェ・ンダイエ(セネガル)

副議長: ミハリイ・ベグ(ハンガリー)

事務局: モンツェラット・カルボネル(ラムサール事務局)

書記: ティム・デイビス(WWF)

### 基調報告

「湿地における魚類と漁業の重要性: 魚類と漁業に基づいて登録湿地を選定するための新しい基準追加の必要性」

マイケル・ブルトン博士(南アフリカ、二大海洋水族館)

「既存のラムサール登録湿地選定基準とガイドラインにおいて植物と無脊椎動物をより広く含むようにする必要

## 分科会の概要

性」

ピーター・ベーコン博士(トリニダードトバゴ、西インディーズ大学)

「国際的な水鳥個体数の推定:登録湿地選定基準3(C)の活用」

デイヴィッド・ストラウド博士(英国共同自然保護委員会)

1. 議長は、分科会Eの内容と討議される決議案VI. 2、VI. 3、VI. 4について説明した。
2. 副議長は科学技術検討委員会のメンバーとして、釧路会議の勧告5. 9に基づいて科学技術検討委員会が検討してきた、魚類と漁業に関わる新しい登録湿地選定基準の提案内容について説明した。また、科学技術検討委員会が既存の選定基準は変更すべきではないが、その内容と構成の見直しをする必要があると考えていることにも触れた。
3. ブルトン博士は、湿地における魚類の重要性を示す6つの特質を説明した。それらは、生物多様性と相違性(biodisparity)、地域特異性、脅威にさらされている度合い、生産力と収穫量、生態学的役割、経済的価値である。続いて、新たな第4番目の登録湿地選定基準を提案し、その内容を説明した。オーストラリアとWWFの提案に基づいた修正案も報告した。さらに博士は、この第4番目の選定基準はラムサール条約の途上国における役割を強化することになり、多くの人々の益となる魚類の調査と保護を促すであろうと述べた。しかし、新しい選定基準のためのガイドラインは、条約で採択された集水域管理の取り組み方に基づいて、全体との調和の中で使われなければならない。これまで2つの国において、新しい選定基準が試され、その結果として沿岸地域の新しい湿地が国際的に重要であると認められた。新しい選定基準はまた、すでに登録湿地となっている湿地の国際的な重要性を補強してくれる。
4. ベーコン博士は、植物と無脊椎動物に焦点をあてた彼の報告を発表したが、しかしこれに基づいた新しい選定基準を提案するつもりはないと述べた。重要な湿地を選定するために、淡水および海洋性の植物にもっと配慮がされるべきである。これは既存の選定基準1の下で選定することができるが、その植物学的な特徴、時にはその特異性をもっと強調されるべきである。選定基準に植物タイプを含めることは、湿地の健康状態やその他の状況を計測するための、より感受性の高い方法を提供することにより、リモートセンシングによる湿地のモニタリングを可能にする。植物はまた、特に水文学に関わる湿地の周囲の環境条件の指標となってくれる。植物の存在と分布様式は、ラムサール登録湿地の選定基準を、より直接的に湿地の機能的な価値に結び付けてくれる。湿地の無脊椎動物は、重要な生態学的役割(食物連鎖、分解)と経済的な価値を持っている。その存在と役割は、湿地の植生分布の研究から類推することが可能である。既存の登録湿地選定基準1と2、そして新たに提案されている選定基準4は、湿地の無脊椎動物の価値を十分に内包するものと考えることができる。
5. ストラウド博士は、国際的な水鳥の個体数推定は3年ごとに更新されるべきだと提案、しかし(登録湿地選定基準の)1%枠は、個々の湿地の重要性が計られる目安として9年ごとに見直されるべきだと考えていると述べた。
6. ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、そしてアイスランド代表は、選定基準に「魚類」を含めることは歓迎するが、「漁業」を基準の4(C)として含めることには疑問であると発言した。提案内容では、登録湿地の基準をかなり低いものとしてしまい、あまりにも多くの湿地登録を招く結果になってしまいかねない。「魚類の資源量」という言葉を代わりに用いるべきである。
7. オーストラリア代表は、魚類の定義がThryamidsやCyramidsといった科も含むことを希望すると述べた。
8. 英国代表は、新しい方法を導入することにより、既存の国家や地方の法律との重複や矛盾を起こす可能性に対して懸念を表明した。魚類と漁業への配慮は既存の選定基準2の下でも可能であり、魚類や漁業に関わるガイドラインは国家や地方レベルで準備されるべきである。
9. 決議案VI. 2に対する若干の修正案がイタリア、トリニダードトバゴ、ニューサウスウェールズ州自然保護委員会、オーストラリア内陸河川ネットワークから出されたが、おおむね決議案の内容は支持された。スリランカ代表は、魚類、植物、水文学的機能を含めるという考え方を支持、現在登録があまりされていない湿地タイプの選定を促



進するために、既存の選定基準を見直すことを求めた。IUCNは、水文学的機能がもっと考慮されるべきだとして、新たな勧告案を準備中であると発言した。チリとガーナの代表は、魚類の選定基準は有用であるが、そのための科学的情報を集めるための財源が不足していることを指摘した。

10. フランス代表は、提案されているガイドラインを使用してみて、既存の選定基準では選ぶことのできない、重要な湿地が確認できたことを報告した。水鳥による選定基準が、渡り経路のネットワークを通じて異なる大陸間の湿地を結び付ける役割を果たすように、魚類基準は集水域全体を包括的に考慮するのに役に立つ。

11. ギニアビサウとイスラエル代表は決議案VI. 2を支持し、新たな湿地を選定するのに役立ち、引いてはそれぞれの国が条約に加盟する手続きの助けとなることを指摘した。

12. オーストラリア代表は、選定基準の数が増えることの問題から決議案VI. 3を支持し、それらを統合することを考えるべきではないかと提案した。

13. WWF代表は、湿地に生態学的に依存しているスズメ目の鳥類も、登録湿地の選定、指定、報告の際には考慮に入れられるべきであると発言した。

14. ベルギー代表は、魚類と漁業による選定基準に伴い、条約の名前を改正する時が来たのではと発言した。スロバキア共和国代表もこの考え方を支持した。

15. ブルトン博士はこれまでの論議の中の質問に答え、ガイドラインは地域的にも地球規模においても対応できるようにするために、今後とも修正することが可能だと述べた。博士は、提案の選定基準4(C)において、「漁業」の代わりに「資源量」という言葉を用いることに賛成した。

16. ベーコン博士はその発表との関連で、特に一時的な湿地に関して、植物を登録湿地選定の指標として使うことは、微妙な問題をはらんでいるというニュージーランド代表の意見に同意した。博士はまた、湿地タイプの分類体型に関するスロバキア共和国の懸念に同意し、選定基準には生態系を考える取り組み方が必要であると結んだ。

17. 議長は発言者に対して、その内容を文書にして、決議案VI. 2およびVI. 3を検討する起草委員会に提出するよう呼びかけた。起草委員会はノルウェー、ニュージーランド、英国、トリニダードトバゴ、セネガル、南アフリカ、ブルトン博士、ベーコン博士、および事務局職員とで構成される。(後にノルウェーはアイスランドに変更)

## 分科会F 地域社会に根ざした湿地管理

1996年3月23日(午後2時～午後5時半: 半日)

議長: アンダーソン・コヨ(ケニア)

副議長: ガイコピナ・クラ(パプアニューギニア)

事務局: 小林聡史(ラムサール事務局)

書記: ドワイト・ペック(ラムサール事務局)

### 基調報告

「湿地管理に地域社会を参加させる」

ダイアン・ブーキャン(ニュージーランド)

タベス・チウタ・ドゥベ(IUCNジンバブエ)によって補足

### 報告と研究例

1. ダイアン・ブーキャン女史は、IUCNの社会政策グループが監修を行った基調報告を発表し、湿地資源管

## 分科会の概要

理に地域住民を参加させる、共同管理体制を設立するにあたっての利便と問題点の概略を説明した。

2. タベス・チウタ・ドゥベ女史は、IUCNの「南部アフリカ地域湿地プログラム」の経験を報告、政府の人手や財源が限られている状況において、地域住民が湿地資源が自分達のものであると感じることができれば、資源の賢明な管理を図ることが自分達のためであるという理解となり、地域社会の参加はモニタリングや政策決定などを通じて効果的な管理となると説明した。このプロジェクトにおいては、多くが自給的な運営の仕方をとっており、結果的には安上がりの管理方法となっている。

3. 米国テキサス州カドー湖基金代表のドワイト・シェルマン氏は、カドー湖基金およびラムサール指導員同盟の発達を概説、「経費償却」アプローチをはじめ、既存の資料や教育施設や地域のボランティアを使うやり方など、カドー湖基金の成功の基盤となったいくつかの原則を説明した。そして、個々の湿地に根ざした地域のNGOが、政府や国際NGOの業務を補う意味で大変重要であると強調した。

4. ブラジル自然保護区および野生生物保護協会のJ・マリシオ・アイルズ氏は、ブラジルのアマゾン流域にあるマミラウア保護区の実例を紹介、村の政治組織が政府の指導の下に地域住民を巻き込んで、生物多様性が著しく豊かで広大な冠水森林地域の管理をうまく行っている現状を報告した。

5. WWFインターナショナル(スイス)のビクシヤム・グジャ氏は、地域住民の参加それ自体が最終目標であり、住民参加を保証するためには人々の発想の転換が必要であることを示し、地域社会に根ざした湿地管理に向けての思想的そして政策的な取り組み方の概略を説明した。インドのニューデリー近くのケオラデオ国立公園での実例では、地域住民の利害と能力を無視することの危険性と、それによって生じた費用の大きさが具体的に示された。

6. 多くの発言者が天然資源管理における地域社会参加の重要性に賛同し、いくつかの提言を行った。

- a) IUCNは、カナダのオタワで開かれる会議で国立公園の利用権の問題を論議すべきである。
- b) 保護区を囲む柵は、祖先から譲り受けた資源の利用から、地域の人々を閉め出すものととらえられがちであるが、利用を合理的に管理することにより資源の享受が増すことも理解されなければならない。
- c) 地域社会参加は現実的で効果的なものでなくてはならないが、それを達成するための世界共通の公式はない。
- d) 小さな土地の個人所有者に対しても適切な規定がなくてはならない。彼らが湿地資源の持続的な利用に関して、実際には最も大きな利害関係を持つ場合であっても、自然保護の活動によって参加から閉め出されてしまうこともある。これに関連して、オーストラリアの「土地管理」運動の組織と活動内容についての紹介があった。

7. バードライフ・インターナショナル代表は、「自然保護と牧畜に関する欧州フォーラム」に言及、そこでは伝統的な手法で管理されている農地の重要性、さらにそれらの野生生物にとっての重要性に焦点が当てられている。伝統的な手法による持続的農法は、近年集約的農業によって置き換えられ、減少する傾向にある。本分科会で議論されている勧告案は、伝統的な知識を持つ地域住民を除外するべきではないが、それは必ずしも先住民を意味しないという主張がなされた。

8. ラムサールセンター・ジャパンは湿地管理における地域住民参加は、実際にはNGOの参加を意味していることを発見、より広範な人々が参加できるようにする方法の模索を支援していると報告した。

9. 伝統的方法が常に優れているわけではないことが指摘された。200年前には持続的だったかも知れない焼き畑農法は、現在の人口圧のもとでは破壊的となりうる。

10. オーストラリア代表は勧告案6. 3の提案理由について説明、地域の湿地と長く密接な関係を持ってきた地域社会は、その管理に大きな貢献をすることができると述べた。ラムサール条約は先住民グループに管理のための権限を与える特別な方法を模索するよう求められており、締約国はその国内ラムサール委員会に先住民代表を含めるよう求められている。

11. 地域社会だけを特に選択的に取り扱うことは、すべての人々が湿地を享受する権利に対して、差別的な扱いをすることになるのではないか、という懸念が表明された。先住民に対して、選択的により多くの権利を与えることには賛同する主旨の発言が相次いだ。先住民だけに焦点をあてることは適切でない場合もあるとして、疑問も呈された。「地域住民、特に先住民」という言葉がより好ましいとして、提案された。また、本来の土地から切り放されてしまい、もはや地域住民とは呼べない先住民の場合にも、権利を与えられるべきことに注意が向けられた。

12. オーストラリア代表は、勧告案の再検討の際に、オーストラリア先住民グループの問題に対して十分な注意が払われるようにすべきだという、グループ代表の提案を受け入れた。勧告案に対しては、さらに多くの追加や修正案が出され、議長は再検討のための起草委員会を結成した。

## 日本のラムサール条約登録湿地

## 日本のラムサール条約登録湿地

登録 湿地名	所在地	登録 年月日	面積 (ha)	湿地の タイプ	保護の形態	湿地の概要
釧路湿原	北海道 釧路市 釧路町 標茶町 鶴居村	昭和 55. 6. 17	7,726	泥炭地 淡水湖 沼、河川	・国設鳥獣保護区 特別保護地区 ・国立公園特別保護 地区・特別地域 ・国指定天然記念物	湿原の80%はヨシ・スゲ群落とハンノキ林によ って特徴づけられる低層湿原が占める。また、ミ ズゴケが生育する高層湿原もわずかではあるが 分布する。カモ類をはじめハクチョウ類の越冬 地、渡りの中継地であり、タンチョウの主な繁殖 地でもある。さらにシマフクロウ、オジロワシ、オ オワシ等の大型鳥類なども生息する。
伊豆沼・ 内沼	宮城県 若柳町 築館町 迫町	昭和 60. 9. 13	559	淡水湖沼 水田 湖沼岸の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・宮城県自然環境保 全地域	水深1m、マコモ、ヨシ等の挺水植物群落、ハ ス、ヒシ、ヒルムシロ等の水生植物が繁茂する 淡水湖沼である。マガン、ヒシクイ、マガモ等有 数のガンカモ類の越冬地であり、ハクチョウ等 30種以上の野鳥が生息する。
クッチャロ 湖	北海道 浜頓別 町	平成 元. 7. 6	1,607	淡水湖 湖岸河川 流域の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域	周囲27km、海岸砂丘地で海と隔てられたオ ホーツク海岸線最大の海跡湖である。寒地性の 水生植物マリモが分布する。冬期、シベリアか ら南下するハクチョウ類、ガンカモ類の最初の 渡来地である。特に、コハクチョウは日本で越 冬するほとんどの数、約1万羽がこの湖を經由 する。
ウトナイ湖	北海道 苫小牧 市	平成 3. 12. 12	510	淡水湖 湖岸河川 流域の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・苫小牧市自然環境 保全地区	周囲17kmの淡水・海跡湖である。湖岸水辺 にヨシ、スゲ、マコモ、フトイ等の挺水植物群が 分布し、湖岸を落葉広葉樹が占める。渡り鳥の 我が国有数の中継地で、ハクチョウ類、ガンカ モ類が数千羽飛来し、繁殖する鳥類は250種 以上である。
霧多布 湿原	北海道 浜中町	平成 5. 6. 10	2,504	泥炭地 汽水湖	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域	ミズゴケ泥炭地を基盤とする高層湿原と沼か らなる。オオハクチョウ、ヒシクイ等ガンカモ、ハ クチョウ類が多数渡来する。また、タンチョウの 繁殖地も分布する。
厚岸湖・ 別寒辺牛 湿原	北海道 厚岸町	平成 5. 6. 10	4,896	汽水湖 低湿 地、河川	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域(一部)	厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川周辺の ヨシ・スゲを中心とする低層湿原である。ガンカ モ、ハクチョウ類が渡来し、タンチョウの繁殖地 も分布する。
谷津干潟	千葉県 習志野 市	平成 5. 6. 10	40	泥質干潟	・国設鳥獣保護区特 別保護地区	東京湾奥部に位置する干潟である。全国でも 有数のシギ・チドリ類の渡来地である。
片野鴨池	石川県 加賀市	平成 5. 6. 10	10	池 低湿地 水田	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・国定公園特別地域	池及び休耕田からなり、周辺は樹林帯であ る。マガン、ヒシクイ、マガモ、トモエガモ等のガ ンカモ類が渡来する。
琵琶湖	滋賀県 大津市 他20市 町	平成 5. 6. 10	65,602	淡水湖 低湿地	・県設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域 ・湖沼水質保全特別 措置法指定湖沼	我が国最大の湖沼で、70種を超える水生植 物が生育する。魚類はホンモロコ、ニゴロブナ 等11種の固有種を含め53種が生息する。毎 冬、コハクチョウ、ヒシクイ等4万羽を超える水鳥 類が渡来する。
佐潟	新潟県 新潟市 巻町	平成 8. 3. 23	76	淡水湖	・国設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域 ・都市計画佐潟公園 区域	砂丘の形成期に砂丘間の凹部にできた湖 で、地下水の湧水によって維持されている。ハ クチョウ類、オオヒシクイ等の多くのガンカモ類 の有数な集団渡来地である。

## 過去の締約国会議の概要

## 第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日

2. 開催地 イタリア、カリアリ (Cagliari)

3. 議長 ファルチ大使 (Ambassador N. Falchi)

4. 参加国及び参加者数

締約国21ヶ国(締約国27ヶ国のうち)	56名
非締約国10ヶ国	22名
国際機関5団体	6名
国際NGO5団体	10名
条約事務局	23名

5. 会議の主な内容

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についての活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他のマルチ条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。

6. 採択された決議(RES)・勧告(REC)集

REC. C. 1. 1	本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
REC. C. 1. 2	LDC援助について
REC. C. 1. 3	本条約指定湿地の増加について
REC. C. 1. 4	湿地指定基準について
REC. C. 1. 5	湿地資源の目録について
REC. C. 1. 6	環境アセスメントについて
REC. C. 1. 7	正文言語追加のための条件改正手続きについて
REC. C. 1. 8	本条約強化のための条約改正手続きについて
REC. C. 1. 9	次回締約国会議開催について
REC. C. 1. 10	本条約事務局への財政援助について
REC. C. 1. 11	ラムサール条約・湿地生態系研究について

## 第2回締約国会議

1. 期日 1984(昭和59)年5月7日～12日

2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市 (Groningen)

3. 議長 ケンネン (D. J. Kuennen)

4. 参加国及び参加者数

締約国32ヶ国(締約国35ヶ国のうち)	79名
非締約国20ヶ国	33名
国際機関・国際NGO11団体	29名
条約事務局	20名

5. 会議の主な内容

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

- (1) 条約実施に関する締約国の経験
- (2) 今後の条約実施上の指針となるべきフレーム・ワークと行動計画
- (3) 本条約改正問題
- (4) 湿地保全に関わる諸問題

## 過去の締約国会議の概要

## 6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設事務局や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ・プロトコル)の受諾国が15ヶ国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での検討結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

## 7. 採択された決議・勧告等

- REC. C. 2. 1 国別報告書の提出について
- REC. C. 2. 2 条約改正案の採択方法について
- REC. C. 2. 3 条約実施のためのフレームワーク文章について
- REC. C. 2. 4 暫定事務局について
- REC. C. 2. 5 Wadden Sea全域の湿地指定について
- REC. C. 2. 6 サヘル湿地の保護と管理について
- REC. C. 2. 7 セネガルのDjoudj・ナショナル・バード・パークの保護について
- REC. C. 2. 8 モーリタニアのセネガル盆地の川の保護地区の設置について
- REC. C. 2. 9 若干国の湿地保護について

## 第3回締約国会議

1. 期日 1987(昭和62)年5月28日～6月3日

2. 開催地 カナダ、レジヤイナ (Regina, Saskatche)

3. 議長 デニス シート (Dennis Sherrt)

4. 参加国及び参加者数

締約国36ヶ国(締約国43ヶ国のうち)	96名
非締約国20ヶ国	23名
国際機関・国際NGO33団体	55名
条約事務局(カナダ・通訳含)	44名

5. 会議の主な内容

条約の改正

(1) 第6条の改正について:「締約国は必要ときに会議を開催する」を「締約国を設置し、少なくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。」に改正した。また、締約国会議は「会合ごとの手続規則を採択する。財政規則を定め次期財政機関の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。

(2) 第7条の改正について:「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

## 6. 採択された決議・勧告等

- RES. 事務局に関する事項の決議
- RES. 財政及び予算に関する事項の決議
- RES. 常設委員会に関する事項の決議
- RES. 条約改正の暫定的な履行に関する決議

- REC. C. 3. 1 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリア及び利用のためのガイドラインについて
- REC. C. 3. 2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- REC. C. 3. 3 湿地のワイズユースについて
- REC. C. 3. 4 湿地に関して開発組織が負う責任について
- REC. C. 3. 5 開発組織についての事務局の役割について
- REC. C. 3. 6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 8 Azragラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 9 ラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

#### 第4回締約国会議

1. 期日 1990(平成2)年6月27日～7月4日

2. 開催地 スイス、モントレュー (Montreux)

3. 議長 ピエール ゴエルディン (Pierr Goeldin)

4. 参加国及び参加者数

締約国56ヶ国(締約国69ヶ国のうち)	177名
非締約国23ヶ国	30名
国際機関12団体	23名
国際NGO15団体	71名
国内機関14ヶ国33団体	46名
報道機関	11名
条約事務局	46名

5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「ワイズユース(賢明な利用)」に議論が集中した。特に登録、指定した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保護・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強いインパクトにさらされており、とりわけ湿地はインパクトに弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると論議が集中した。

もう一つの提案「ワイズユース」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保護・管理施策について討議された。

6. 採択された決議・勧告等

RES. C. 4. 1 条約第10条の2、第6項の解釈についての決議

RES. C. 4. 2 締約国会議の使用言語についての決議

RES. C. 4. 3 湿地保全基金についての決議

「湿地保全基金」の設置(基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間1万フランとする。

RES. C. 4. 4 条約第5条の履行についての決議

RES. C. 4. 5 締約国の加入の要求についての決議

REC. C. 4. 1 湿地の復元について

REC. C. 4. 2 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリアについて

REC. C. 4. 3 国別報告書について

過去の締約国会議の概要

- REC. C. 4. 4 湿地保護区の設置について
- REC. C. 4. 5 教育とトレーニングについて
- REC. C. 4. 6 ラムサール条約指定地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録
- REC. C. 4. 7 ラムサール条約の実施の改善のための措置について
- REC. C. 4. 8 ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について
- REC. C. 4. 9 締約国ごとのラムサール条約登録湿地について(各論)
- REC. C. 4. 10 ワイズユースコンセプト実行のためのガイドライン
- REC. C. 4. 11 国際機関との協力について
- REC. C. 4. 12 渡りをする種(野鳥)管理のための締約国間の協力について
- REC. C. 4. 13 湿地に関するMDBs(多国参加の開発銀行)の責任
- REC. C. 4. 14 ホストに対する謝意について

第5回締約国会議

1. 期日 1993(平成5)年6月9日～16日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国72ヶ国(締約国77ヶ国のうち)343名(日本171名を含む)	
非締約国23ヶ国	32名
国際機関7団体	7名
国際NGO14団体	51名
海外NGO(一国内のみのもの)16団体	39名
地方自治体40団体	124名
日本国内NGO72団体	295名
条約事務局	53名
報道機関76機関	273名

5. 会議の主な内容

最初の2日間は全体会合で、条約の履行状況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後3年間の事業計画および予算等について議論を行った。

次の2日間は分科会に別れて、①登録湿地の現状(各国の登録湿地の現状等)、②湿地の賢明な利用(ワイズユース)(ワイズユースのための追加手引きの策定等)、③湿地保護区の設置(保護区の管理計画策定等)、④湿地保全のための国際協力(ODAへの湿地保全概念の導入等)の4テーマについて議論が行われた。

7日目には、「ジャパン・デー」と称して、わが国の湿地保全の状況、および湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に9の決議と15の勧告を採択して閉幕した。

決議5.1では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、①湿地の保全と管理の推進、②湿地の賢明な利用の推進、③国際協力の推進、④条約に関する普及啓発の推進、についての目標が示された。

6. 採択された決議・勧告等

- RES. 5. 1 釧路声明および条約の執行のための枠組みに関する決議
- RES. 5. 2 財政および予算に関する決議
- RES. 5. 3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
- RES. 5. 4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(「モントルーレコード」)
- RES. 5. 5 科学技術検討委員会の設立
- RES. 5. 6 湿地の賢明な利用
- RES. 5. 7 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画
- RES. 5. 8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
- RES. 5. 9 国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の採択



- REC. 5. 1 特定の締約国の領域内におけるラムサール登録湿地
- REC. 5. 1. 1 ギリシャのラムサール登録湿地
- REC. 5. 1. 2 ベネズエラのクアレ
- REC. 5. 1. 3 ドナウ川下流域
- REC. 5. 2 条文第3条の解釈のための指針(「生態学的特徴および生態学的特徴の変化」)
- REC. 5. 3 湿地の重要な特徴および湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- REC. 5. 4 ラムサール条約と地球環境ファシリティーおよび生物多様性条約との関わり
- REC. 5. 5 多国間および二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- REC. 5. 6 ラムサール条約における非政府組織(NGO)の役割
- REC. 5. 7 国内委員会
- REC. 5. 8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- REC. 5. 9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- REC. 5. 10 1996年の25周年記念湿地キャンペーン
- REC. 5. 11 スイスの新事務局
- REC. 5. 12 開催国への感謝
- REC. 5. 13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- REC. 5. 14 地中海地域の湿地に関する協力
- REC. 5. 15 締約国の会合における使用言語

## ラムサール条約第6回締約国会議の記録

この出版にあたっては、多くの方の協力があつて初めてできた。特に決議、勧告、戦略計画の翻訳をこころよくボランティアで引き受けてくださった方々に、心より感謝したい。

翻訳を担当した方々の名前を以下に記す(順不同、敬称略)。

翻訳協力者(決議、勧告、戦略計画)

釧路国際ウエットランドセンター(鈴木信 佐藤奈保子 新庄久志)

環境庁野生生物課(奥田直久(現計画課) 山本麻衣 田儀耕司)

雁を保護する会(呉地正行 高良真一 嶋田哲郎 池田晃子 宮林泰彦 須川恒 戸島潤 香川裕之)

日本野鳥の会(上原健 古田理佳 小林美保子)

日本湿地ネットワーク(柏木実)

藤前干潟を守る会(二木路代 横井純)

博多湾市民の会(伊藤よしの)

国際湿地保全連合日本委員会(松井香里 室橋紅里子)

ラムサール条約事務局(小林聡史(現釧路国際ウエットランドセンター))

世界自然保護基金日本委員会(東梅貞義)

分科会の概要は小林聡史、会議の概要、日本のラムサール登録湿地表、過去の締約国会議の概要は山本麻衣がまとめた。また、原稿の校閲は、奥田直久、小林聡史が担当した。

さらに出版に当っては、釧路国際ウエットランドセンターのご協力をいただくことにより、初めて刊行が可能となった。厚くお礼申し上げたい。

表紙のラムサール条約ブリズベン会議ロゴの使用を許可してくれた、オーストラリア連邦政府環境局の全国ウエットランドプログラムと、ラムサール条約ロゴの使用を許可してくれたラムサール条約事務局にも、深く感謝申し上げたい。

環境庁自然保護局野生生物課

奥田直久(現自然保護局計画課)

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

監修者 奥田直久 小林聡史

編集者 東梅貞義

発行所 釧路国際ウエットランドセンター

〒085 北海道釧路市幸町3丁目3番地

釧路市観光国際交流センター内

Tel 0154-23-5547

Fax 0154-23-8041



